

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 2 5 0 7

### 交 通 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 2 5 1 2
- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】 2 5 1 5

### 訂 正

- 第 2 8 9 1 号の訂正【建設局総務部管理課】 2 5 1 6

北九州市告示第355号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月24日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日は、返還業務を行わない。
- 3 問い合わせ先  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司港駅周辺地区 自転車放置禁止区域	7台	平成24年 8月24日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

上記以外の門司区自転車放置禁止区域外	2台	平成24年 8月24日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	13台	平成24年 8月3日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	69台	平成24年 8月28日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	平成24年 8月10日	
	26台	平成24年 8月20日	
上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外	3台	平成24年 8月1日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	4台	平成24年 8月3日	
	2台	平成24年 8月7日	
	23台	平成24年 8月8日	
	5台	平成24年 8月10日	
	5台	平成24年 8月15日	
	7台	平成24年	

		8月17日	
	2台	平成24年 8月21日	
	3台	平成24年 8月24日	
	24台	平成24年 8月27日	
	2台	平成24年 8月28日	
J R 南小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	12台	平成24年 8月8日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	2台	平成24年 8月22日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	51台	平成24年 8月6日	
上記以外の小倉南区自 転車放置禁止区域外	8台	平成24年 8月16日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	12台	平成24年 8月23日	
	4台	平成24年 8月30日	
J R 若松駅周辺地区自	2台	平成24年	北九州市若松区響南町8番

転車放置禁止区域		8月3日	小石自転車保管所
上記以外の若松区自転車放置禁止区域外	7台	平成24年 8月29日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	平成24年 8月10日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	平成24年 8月1日	
	1台	平成24年 8月3日	
	1台	平成24年 8月6日	
	2台	平成24年 8月14日	
	3台	平成24年 8月30日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	14台	平成24年 8月2日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	59台	平成24年 8月23日	北九州市八幡西区長崎町2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	13台	平成24年 8月27日	
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	14台	平成24年 8月7日	

上記以外の八幡西区自転車放置禁止区域外	10台	平成24年 8月3日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
	13台	平成24年 8月23日	
JR九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	32台	平成24年 8月21日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	19台	平成24年 8月9日	
上記以外の戸畑区自転車放置禁止区域外	1台	平成24年 8月1日	
	2台	平成24年 8月3日	
	3台	平成24年 8月22日	
	1台	平成24年 8月29日	

## 北九州市交通局公告第25号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月24日

北九州市交通局長 西之原鉄也

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油 14万リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成24年11月1日から同月30日まで

#### (4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

#### (5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量55万リットル 平成24年10月頃

#### (6) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成24年10月9日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局総務経営課

イ 日時 公告の日から平成24年10月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、平成24年10月24日は、午後2時まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成24年10月16日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成24年10月9日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成24年10月23日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成24年10月24日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5

条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

140,0000

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., October 24, 2012

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., October 23, 2012

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,  
City of Kitakyushu

北九州市交通局公告第26号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月24日

北九州市交通局長 西 之 原 鉄 也

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油 17万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月24日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社新出光九州支店福岡エリア  
福岡市博多区上呉服町1番10号
- 5 落札金額  
1リットル当たりの金額 101円30銭
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成24年7月25日
- 8 落札方式  
最低価格による。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成24年	第2891号	2465	上から13行目 ～14行目	若松区浜 町三丁目 21番2 1地先	小倉北区 室町二丁 目77番 地先
			上から15行目 ～16行目	若松区浜 町三丁目 9番21 地先	小倉北区 室町一丁 目1番2 地先

注 上記表中、訂正箇所の項の行数は罫線を含む。